

記載要領等	特例贈与者が死亡した場合の非上場株式等についての相続税の納税猶予の報告書 (特例措置)
-------	--

《使用目的》

非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例(租税特別措置法第 70 条の 7 の 8 第 1 項)の適用を受けようとする特例経営相続承継受贈者(同条第 2 項第 1 号に定める者をいいます。)が、特例対象受贈非上場株式等に係る特例贈与者^(注 3)の死亡の日の翌日以後最初に到来する経営相続報告基準日の翌日から 5 月(特例贈与者が同項第 5 号イ又はロに掲げる日のいずれか早い日の翌日以後に死亡した場合には 3 月)を経過する日が特例贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに到来する場合に、相続税の申告書にこの報告書を添付する必要があります。

(注 1) 「経営相続報告基準日」とは、租税特別措置法第 70 条の 7 の 8 第 2 項第 6 号に定める日をいいます。

(注 2) 相続税の申告書を提出する日の直前の経営相続報告基準日までに終了する事業年度が特例経営相続承継期間(租税特別措置法第 70 条の 7 の 8 第 2 項第 5 号に定める期間をいいます。)の場合は、相続税の申告書を提出する日の直前の経営相続報告基準日までに終了する事業年度における総収入金額(営業外収益及び特別利益以外のものに限ります。以下同じです。)のみを「直前の事業年度」欄に記入し、また、その事業年度が、特例経営相続承継期間経過後の場合は、この報告書を提出する日の直前の経営相続報告基準日までに終了する事業年度以前 3 期分の各総収入金額を記入してください。

なお、その事業年度が経営相続報告基準日の直前の同法第 70 条の 7 の 5 第 2 項第 9 号に規定する経営贈与報告基準日までに終了する場合にはこの欄への記入を要しません。

(注 3) 特例経営相続承継受贈者の租税特別措置法第 70 条の 7 の 5 第 1 項の規定の適用に係る贈与がその特例贈与者の同法第 70 条の 7 第 15 項(第 3 号に係る部分に限り、同法第 70 条の 7 の 5 第 11 項において準用する場合を含みます。)の規定の適用に係るものである場合には、同法第 70 条の 7 第 1 項又は第 70 条の 7 の 5 第 1 項の規定の適用を受けていた者として租税特別措置法施行令第 40 条の 8 の 5 第 4 項において準用する同令第 40 条の 8 第 5 項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者をいいます。